

申上致

存立の維持にナラシキ温育の期間に於ては、後継者候補者
當選の旨に事業主の従業員より、問に辭固及ル附隨辭職
公に當器舉の旨を後継者辭職調査の旨

御出振の旨 前 風 並 進

大田支店長 謝 本 館 附
昭和十一年十月三十一日



第 101 號

根拠法人協同會大田支店

財団法人協同會大阪支所

松下電器製作所労働事情調査ノ件

店則ノ買収ニ當製作所ノ綱領トシテ次ノ如ク掲ゲラレテキル。
一、經營ニ當ツテハ營利ト社會正義トノ調和ニ念慮シ國家産業ノ發
展ヲ期スルコト。

二、向上發展ハ各員ノ和親協力ヲ得ルニ非^ズレバ難シ。各員自我ヲ捨
テ互譲ノ精神ヲ以テ一致協力店務ニ服スルコト。

店主松下幸之助氏ノ談ニ依レバ、我等ノ事業ハ社會ノ爲ニ存在ス
ルノデアアルカラ、若シ利益ガアルナラバ之ヲ單ニ私用ニ供スルコト
ハ正當デナイ。再ビ該事業ヲ社會ノ爲ニ發展セシメナケレバナラナ
イ。利益ハ一資本家ノ生ミ出シタルモノデハナク、社會ト事業經營
者全員トノ間ニ生ジタルモノデアアル。從ツテ従業員ヲ出來ル限り、
ヨク待遇シ更ニ利益ノ存スル時ハ事業ヲ擴張スルコトガ當製作所ノ
主義トナツテキル。

尙斯カル信條ヲ徹底スルタメニハ人物ノ選擇ヲ條件トスルカラ當